

碧南市地震対策減災計画

平成 20 年 3 月

碧 南 市

碧南市地震対策減災計画 目次

地震対策減災対策計画策定の背景・ポイント

1	地震対策減災計画策定の背景及び市の地震対策の現状	1
2	地震対策減災計画のポイント	1

地震対策減災計画の基本的事項

1	テーマ・理念・目的等	3
2	推進機関	3

具体目標及びリーディングプロジェクト

1	具体目標	5
2	リーディングプロジェクト	10

減災のための重点施策の内容

1	防災意識の高揚	12
2	企業防災の取組みの強化	15
3	地域の防災組織等の強化	17
4	耐震化の推進	20
5	地震に強いまちづくり	24
6	津波危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の対策	26
7	防災体制の強化	28
8	災害応急体制の整備	32
9	被災後の生活安定対策の整備	38

地域ぐるみの地震被害の軽減への取組み

1	碧南市における防災協働社会形成の推進	42
2	予知されてからでは遅い！待ったなし減災プロジェクト(仮称)の推進	42

地震対策減災計画策定の背景・ポイント

1 地震対策減災計画策定の背景及び市の地震対策の現状

平成 14 年 4 月、東海地震に関する被害想定見直しに伴い、本市を含む県内 58 市町村（市町村合併の結果現在 47 市町村）は、地震防災対策強化地域に指定された。また、平成 15 年 12 月、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。これらを受け、市は、（参考 1）の表に示すとおり、地震防災に関する施策の推進に努めてきた。

大規模地震の発生が依然として危惧されている中、国の中央防災会議は、平成 17 年 3 月に、東海地震及び東南海・南海地震について、それぞれの被害想定を基に、平成 26 年度までに被害を半減するための具体的な数値目標やその達成時期などを掲げた「地震防災戦略」を策定した。

また、愛知県では、国の「地震防災戦略」を受け、「新しい政策の指針」（平成 18 年 3 月策定）において、地震被害の半減をめざし、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 2 次のアクションプランを策定するとともに、平成 17 年 11 月改正耐震改修促進法に基づき「愛知県建築物耐震改修促進計画 あいち建築耐震プラン 2015」（平成 19 年 3 月策定）を策定した。

本市は、愛知県の第 2 次アクションプラン及び建築物耐震改修促進計画の策定を受けて、市としての建築物耐震改修促進計画策定とあわせて、碧南市における減災対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地震対策減災計画」を策定した。

2 地震対策減災計画のポイント

(1) 減災目標の設定

平成 17 年度に実施した本市の被害想定及び愛知県実施の平成 15 年度愛知県地震被害予測調査に基づく死者数及び経済被害額の半減を「減災目標」とした。

(2) 具体目標及びリーディングプロジェクトの設定

「減災目標」の達成に必要な項目ごとに、達成すべき目標数値、時期を具体的に定めた 12 項目の目標を「具体目標」とした。あわせて、「具体目標」達成に向けて、市民、事業所及び行政が一体となって、強力に推進するための仕掛けとして、「リーディングプロジェクト」を設定した。

(3) 重点施策の設定

「具体目標」を達成するために実施する、住宅の耐震化の促進などの施策を、重点的に実施する「重点施策」とした。

(4) 地域ぐるみの地震被害の軽減への取り組み

県と連携し、防災協働社会の形成に向けた市民運動を展開し、地域の防災力の強化を図るなど、地域ぐるみになって、一層の地震被害の軽減をめざすこととした。

(参考 1)

年度	市の地震対策の現状	地震対策減災計画策定の背景
平成14年度	8月：非常用持出袋全世帯配布 1月：無料木造住宅専門家耐震診断事業開始 1月：コミュニティFM開局 災害時の緊急情報と防災や減災に関する情報を発信	4月：東海地震に関する地震防災対策強化地域指定 11月：愛知県第1次アクションプラン策定
平成15年度	6月：民間木造住宅耐震改修補助制度開始	12月：東南海・南海地震防災対策推進地域指定 雨池町、伊勢町二・三・四丁目、稲荷町、入船町、江口町、河方町、川口町、権現町、権田町、塩浜八丁目、潮見町、中江町、中田町、浜田町三・四丁目、前浜町、岬町、宮町七丁目、葎生町、若松町二・三丁目、明石町 以上「東南海・南海地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域」指定
平成16年度	5月：障害者・高齢者家具等転倒防止対策事業開始	3月：内閣府中央防災会議「地震防災戦略」策定 東海地震及び東南海・南海地震について、減災目標「今後10年間で死者数、経済被害額を半減」設定
平成17年度	4月：地震動マップ（地震動・液状化）配布 5月：自主防災モデル地区指定事業開始 3地区の自主防災会 7月：家具転倒防止金具全戸配布 8月：災害時要援護者台帳登録制度開始 地域支援者（自主防災会の会長、民生委員等）により災害時の連絡や避難などを支援 3月：橋梁落下防止工事 二ツ橋、高与橋、伏見屋水門橋、大浜上橋 3月：同報無線の設置 海岸部や矢作川河口部を中心に20基 3月：碧南市地震被害想定調査報告書公表	11月：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正 各市町村において計画的な耐震化を進めるための「耐震改修促進計画」を策定し、耐震化を積極的に促進。
平成18年度	4月：地震防災ハザードマップ配布 10月：児童センター・児童クラブ内転倒防止対策 3月：橋梁落下防止工事 堀方橋、融橋、旭橋 3月：明石スカイブリッジ耐震補強 3月：行政防災無線設備のデジタル化 3月：碧南市応急復旧計画策定	2月：愛知県「地震に強い愛知県をめざして第2次あいち地震対策アクションプラン」策定 地震被害の半減をめざす行動計画 3月：愛知県「愛知県建築物耐震改修促進計画 あいち建築耐震プラン2015」策定 地震被害の半減をめざす耐震改修促進計画
平成19年度	4月：緊急通報メールサービス配信開始 4月：地震対策補助金事業開始（建替、解体補助） 11月：堀川ポンプ場耐震改修工事（第1期分）着手 1月：ブロック塀耐震診断事業開始 3月：橋梁落下防止工事 堀川橋、坂上橋	10月：気象庁緊急地震速報サービス開始

地震対策減災計画の基本的事項

1 テーマ・理念・目的等

テ	マ	待ったなし！地震に強い碧南市をめざして			
理	念	防災協働社会を形成し、地震被害を軽減する。			
目	的	地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災の施策の実施に関する総合的な計画を策定し、その計画的・効果的な推進を図る。			
位	置	付け	平成17年に中央防災会議で策定した地震防災戦略及び第2次アクションプランでの減災目標及び具体目標を参考に、碧南市の地域目標を定めて、その実現のためのアクションプランを策定する。		
計	画	期	間	平成20年度から平成27年度まで（8年間）	
施	策	の	体	系	3つの目標、9つの施策の柱、32の重点施策、118の事業項目とした。（次ページ参照）
目	標	の	設	定	事業項目ごとに可能な限り数値目標を設定するとともに、担当課を明示した。 また、目標達成の確実性を図るとともに、中間時の点検、見直しを行うことを期して、平成23年度までの4年間の中間目標も設定した。

2 推進機関

碧南市防災会議（平成元年12月26日設置）で市役所だけでなく、市内各層をあげて推進する。

会 長：市長

副会長：副市長（総務部担当）

委 員：衣浦海上保安署長、国土交通省中部地方整備局三河港事務所長、陸上自衛隊第10特科連隊第3大隊長、碧南警察署長、愛知県知立建設事務所長、愛知県衣浦港務所長、愛知県衣浦東部保健所長、碧南商工会議所会頭、あいち中央農業協同組合長、碧南市医師会副会長、碧南歯科医師会長、碧南市薬剤師会長、碧南市消防団長、碧南市連絡委員代表幹事、碧南市連絡委員副代表幹事、碧南市赤十字奉仕団委員長、(株)NTT西日本-東海刈谷支店長、中部電力(株)刈谷営業所碧南SS所長、碧南ガス協同組合代表理事、碧南市災害復旧協議会長、碧南市臨海工業地帯防災連絡協議会長、碧南電設業協同組合理事代表、碧南市上下水道工事店協同組合代表理事、(株)キャッチネットワーク取締役社長、副市長、教育長、各部長、議会事務局長、碧南消防署長

事務局：総務部防災課

なお、減災計画の進捗状況については、防災会議等でその取り組みを確認し、減災計画の実効性の確保を図る。

《 減災のための施策の体系 》

目標	施策の柱	減災のための施策・事業	
		重点施策	事業項目数
地域防災力の強化	防災意識の高揚	住民への意識啓発 学校(幼稚園、保育園、小・中学校)における防災教育 実践的な防災訓練の実施	6 2 3
	企業防災の 取り組みの強化	企業防災ネットワークの推進 中小企業の防災対策の取組み推進	2 4
	地域の防災組織等 の強化	自主防災組織活動の推進 消防団活動の推進 防災ボランティア活動の支援	3 4 4
防災型まちづくりの推進	耐震化の推進	民間建築物の耐震化の促進 市有施設等の耐震化の推進 学校施設の耐震化の推進 公共構造物の耐震化の推進	5 5 2 4
	地震に強いまちづくり	延焼を防ぐ街づくりの推進 避難地・避難路の確保	4 5
	津波危険区域及び 急傾斜地崩壊危険 箇所の対策	津波危険区域の防災対策の推進 急傾斜地崩壊危険箇所の防災対策の推進	5 3
災害対策への備え	防災体制の強化	地震対策推進体制の充実強化 災害対策体制の強化 災害時の情報収集・伝達体制の強化 相互応援・協力体制の強化	4 3 3 4
	災害応急体制の整備	災害時要援護者の支援・避難体制の整備 消火体制の整備 救急救助・医療体制の整備 上下水道応急体制の整備 食糧・生活必需品等の確保 緊急輸送体制の整備 被災建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備	4 3 6 4 3 5 2
	被災後の生活 安定対策の整備	被災者の住宅確保 環境汚染防止・廃棄物処理体制の整備 生活相談への対応 被災者の健康管理 復興へ向けた準備	4 7 2 2 4

)「急傾斜地崩壊危険箇所の防災対策の推進」、「災害時の情報収集・伝達体制の強化」、「緊急輸送体制の整備」のうち各1項目は再掲

具体目標及びリーディングプロジェクト

1 具体目標

愛知県は、国の中央防災会議の「地震防災戦略」(平成17年3月)を受け、県地域防災計画において、「県は、地震防災戦略に沿って、東海地震・東南海地震等の被害予測をもとに、県、関係機関、住民等による様々な被害軽減策を実施するための数値目標を定めた地域目標を別に定める」と平成18年6月に修正したことを踏まえ、「第2次あいち地震対策アクションプラン」において、地域目標(県の減災目標及び具体目標)を定めている。

本市は、「第2次あいち地震対策アクションプラン」に準じて、次のとおり碧南市としての地域目標(減災目標及び具体目標)を定める。

(1) 人的被害の軽減

減災目標	平成27年度までに死者数を半減 (死者数を20人 ¹ ～約80人 ² 10人～40人以下) ¹ 平成17年度碧南市地震被害想定調査報告書による想定結果(東海・東南海地震連動 予知なし 冬早朝5時発生) ² 平成15年度愛知県地震被害予測調査による想定結果(東海・東南海地震連動 予知なし 冬早朝5時発生) 揺れ・液状化による建物全壊分78人、崖崩れによる建物全壊分1人、津波による建物半壊分1人未満(0)
------	---

《 人的被害軽減のための施策 》

揺れによって、発生する人的被害の軽減策としては、以下の3つに大別される。

住宅・建築物の耐震化

家具の固定・屋内落下物の防止策、並びに建物被害に伴う出火防止策等の居住空間内の安全確保
地域防災力向上、並びに急傾斜地崩壊対策、津波安全対策、延焼防止対策等による外部空間の安全確保

- ・ 阪神・淡路大震災の地震発生当日の死者の9割は建物倒壊による圧死、窒息死、外傷性ショック死など瞬間死であったとされる。建築物の耐震性の基準は、昭和56年に大きく改正されており、それ以前に建築されたものには十分な耐震性を有していないものがあることから、人的被害の軽減には、住宅・建築物の耐震化を図ることが最も効果的である。
- ・ 家具の固定・屋内落下物による人的被害については、愛知県地震被害予測調査は、阪神・淡路大震災における研究論文を引用し屋内で発生する死傷者数の2割程度ではないかとしている。中央防災会議想定では、震災発生当時の阪神地区の家具転倒防止実施率は5%としており、すでに「ほとんど固定」6.0%、「一部のみ固定」41.1%と実施率が高い本市においては、家具の固定・屋内落下物対策をさらに強化することで人的被害軽減効果が期待できる。
- ・ 碧南市における津波建物被害による死者数は、限りなく0に近いと想定されているが、屋外にいる人の逃げ遅れは考慮されていない。津波第1波の来襲は、地震発生後最短で50～70分と想定されており、浸水区域から安全な場所・施設等への適切な避難行動をとるための対策実施により人的被害は減らすことができる。
- ・ 神戸市では、阪神・淡路大震災により家の下敷きになった人が何万人もいたと考えられるが、市の消防機関による救出者は約2,000人に過ぎず、ほとんどは被災地の人々の助け合いによって救助されたものと推定されている。また、土砂災害防止施設整備又は危険住宅移転を進めることで、急傾斜地崩壊による死者はゼロにすることができる。その他延焼防止対策、並びに地震に強いひとづくり・組織づくり・応急対策実施体制への事前の備え等を進めることにより地震後の2次的な人的被害を軽減することができる。

《 死者数の半減のための具体目標 》

項目	数値目標		効果の期待 できる被害項目
	平成 23 年度までに	平成 27 年度までに	
住宅等の耐震化 住宅（木造住宅、非木造住宅）の耐震化の促進	民間木造住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）の耐震診断実施率 100% 住宅の耐震化率 約 80%	住宅の耐震化率 約 90%	強い揺れで倒壊する住宅の下敷きとなって発生する死傷者（想定死者 20～約 80 人）の大幅削減
家具の固定 家具等の転倒防止対策の促進	家具の固定率 「一部」41.1%（平成 18 年調査） 「一部」90%	家具の固定率 「ほとんど」6.0%（平成 18 年調査） 「ほとんど」65%	強い揺れで転倒する家具等の下敷きとなって発生する死傷者の削減
自主防災組織の育成・充実 組織率 100%の自主防災組織の一層の強化	自主防災訓練への参加率 8%（平成 19 年度） 12% 地域防災リーダーの登録 38 人	自主防災訓練への参加率 8%（平成 19 年度） 15% 地域防災リーダーの登録 100 人	強い揺れで倒壊する住宅や家具等の下敷きとなる生存者の早期救出による死傷者の削減 初期消火による焼失による死傷者の削減
急傾斜地崩壊危険箇所の対策 土砂災害防止特別警戒区域指定の促進	急傾斜地崩壊による災害から保全される区域なし（平成 19 年度） 1 箇所	急傾斜地崩壊による災害から保全される区域なし（平成 19 年度） 2 箇所（追加指定箇所の検討を県に要請）	強い揺れで崩れる崖の土砂により発生する想定死傷者（死者 1 人）の削減
密集市街地の整備 密集住宅市街地の整備改善の支援	不燃領域率 40%未滿の密集市街地の整備に関する重点的支援	不燃領域率 40%未滿の密集市街地の整備に関する重点的支援	地震後の延焼火災被害を防ぐことによる死傷者の大幅削減
消防団の充実・強化	消防団員の定員の充足率 90%（平成 19 年度） 100%	-	強い揺れで倒壊する住宅や家具等の下敷きとなる生存者の早期救出による生埋め死傷者の削減 初期消火による火災死傷者の削減
緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強 緊急輸送道路、防災道路の橋梁の耐震化の推進	緊急輸送道路等における昭和 54 年以前の旧基準設計橋梁の耐震化率 76%（市管理 平成 19 年度） 94%	緊急輸送道路等における昭和 54 年以前の旧基準設計橋梁の耐震化率 76%（市管理 平成 19 年度） 100%	地震後の消火・救出をはじめとする応急対策活動を円滑に進めることによる死傷者の大幅削減
津波ハザードマップの作成	防災マップに記載（平成 19 年度） 津波ハザードマップ作成	-	津波が到達する前に危険を察知・避難することによる津波死傷者の削減

p9「地震被害想定結果（全市）」参照

項目	数値目標		効果の期待 できる被害項目
	平成 23 年度までに	平成 27 年度までに	
津波防災訓練の 実施	毎年実施率 100% (平成19年 度) 防潮扉開閉訓練 100% 避難訓練含む	-	津波が到達する前 に危険を察知・避難 することによる津 波死傷者の削減
高台等安全な避 難地の確保	津波避難計画の策定率 100%	-	津波が到達する前 に危険を察知・避難 することによる津 波死傷者の削減
防災行政無線 (同報系)等の 整備	消防庁全国瞬時警報システ ム(J-ALERT)への市 防災行政無線(同報系)接 続	-	津波が到達する前 に危険を察知・避難 することによる津 波死傷者の削減
海岸・河川保全 施設整備の推進 及び促進	国・県管理海岸・河川の整備 要請	国・県管理海岸・河川の整備 要請 排水機場等の耐震化 4 施設	堤防の機能低下を 防止し、建物の損 壊、浸水を防ぐこ とによる津波死傷者 の削減

p9「地震被害想定結果(全市)」参照

(2) 経済被害の軽減

減災目標	<p>平成 27 年度までに経済被害額を半減以上 (経済被害額を約 3,400 億円³ 約 1,700 億円に)</p> <p>³ 県全体の想定被害額約 12 兆円のうち直接的被害(一般資産・農作物及び公共土木施設) 8 兆 5300 億円については、県被害想定調査全壊戸数により比例配分し 3,000 億円。また、間接的被害(生産性低下による被害及び波及的生産減額) 3 兆 4700 億円については、農林水産業産出額、製造品出荷額、卸売・小売販売額の合計額により比例配分し 400 億円。</p>
------	--

《 経済被害軽減のための施策 》

地震によって、発生する経済被害の軽減策としては、以下の 3 つに大別される。

住宅・建築物の耐震化などによる物的被害 = 直接的被害の軽減

同じく人的被害軽減による間接的被害 = 労働力人口減少による生産活動低下の軽減

被災後の迅速な復旧・経済活動再開による間接的被害の最小化

- ・県は、東海・東南海連動型地震の場合、全壊 3,555 棟、半壊 6,475 棟と想定している。1 棟平均評価額 2,600 万円(建設省平成 10 年建築統計調査による平均評価額 16 万円/㎡×平均床面積 160.1 ㎡)として、建物被害額だけで、合計 1,740 億円となる。昭和 56 年以前に建築され、十分な耐震性を有しない建物の建て替え又は耐震補強を行うことが経済被害軽減に、最も効果的である。
- ・住宅・建築物の耐震化を図ることは、人的被害軽減につながり、ひいては、労働力や購買力の低下等の間接的被害の軽減に貢献する。
- ・企業としての業務継続のための取り組みを強化し、被災後の迅速な復旧・経済活動再開を可能にすることは、間接的被害の軽減に貢献する。

《 経済被害額半減のための具体目標 》

項目	数値目標		効果の期待 できる被害項目
	平成 23 年度までに	平成 27 年度までに	
住宅等の耐震化 住宅（木造住宅、非木造住宅）等の耐震化の促進 （再掲）	住宅の耐震化率 約 80% 民間木造住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）の耐震診断実施率 100%	住宅の耐震化率 約 90%	強い揺れで倒壊する住宅及び事業所の大幅削減 強い揺れで倒壊する住宅及び事業所の下敷きとなって発生する死傷者の大幅削減による生産性低下及び購買力低下の軽減
企業の業務継続の取組みの推進 市内中小事業所の防災対策の促進	市内中小事業所の業務継続計画（BCP）の策定の推進	市内中小事業所の業務継続計画（BCP）の策定の推進	設備の耐震性強化を含め事業継続、早期復旧体制を確保することによる経済被害額（住宅以外の被害額 1660 億円）の大幅削減
緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強 緊急輸送道路、防災道路の橋梁の耐震化の推進 （再掲）	緊急輸送道路等における昭和 54 年以前の旧基準設計橋梁の耐震化率 76%（市管理 平成 19 年度） 94%	緊急輸送道路等における昭和 54 年以前の旧基準設計橋梁の耐震化率 76%（市管理 平成 19 年度） 100%	地震後の応急対策活動及びライフライン等施設応急復旧活動を円滑に進めることによる建物被害及び死傷者、並びに経済被害額（住宅以外の被害額 1660 億円）の大幅削減

p9「地震被害想定結果（全市）」参照

地震被害想定結果(全市)

集計値		平成 17 年度碧南市実施			愛知県実施			
		東海地震	東南海地震	連動地震	東海地震	東南海地震	連動地震	
建物棟数(棟)		34,569			30,651			
人口(夜間)(人)		72,156			67,814			
建物被害	全壊棟数(棟)	421	1,336	1,916	177	1,904	3,555	
	全壊率	1.2%	3.9%	5.5%	0.6%	6.2%	11.6%	
	半壊棟数(棟)	2,104	4,609	5,505	1,419	5,058	6,475	
	半壊率	6.1%	13.3%	15.9%	4.6%	16.5%	21.1%	
	大破棟数(棟)	282	586	788	61	597	1,298	
	大破率	0.8%	1.7%	2.3%	0.2%	1.9%	4.2%	
	中破棟数(棟)	560	1,215	1,531	169	1,087	1,762	
	中破率	1.6%	3.5%	4.4%	0.6%	3.5%	5.7%	
火災(件)	冬 18 時	全出火件数	4	16	23	4	26	42
		炎上出火件数	1	6	9	2	9	14
	予知あり	全出火件数	0	1	1	0	-	-
		炎上出火件数	0	0	1	0	-	-
人的被害(人)	予知なし 冬 5 時	死者数	1	10	20	2	31	約 80
		重篤者数	0	1	1	1	2	5
		重傷者数	1	3	6	1	10	25
		中等傷者数	225	686	910	218	1,128	約 1800
		要救出者	26	178	290	27	374	729
	予知あり 冬 5 時	死者数	1	4	8	1	-	-
		重篤者数	0	1	1	0	-	-
		重傷者数	1	1	2	1	-	-
		中等傷者数	86	264	349	84	-	-
		要救出者	10	68	112	10	-	-
	避難所 生活者数	1 日後	4,124	12,399	15,108	3,429	14,680	18,006
		1 週間後	1,128	3,828	6,610	565	7,372	11,106
		1 月後	724	1,507	1,947	178	5,376	7,306
	住居制 約者数	1 日後	6,346	19,075	23,243	5,275	22,585	27,701
		1 週間後	1,737	5,889	10,169	869	11,342	17,085
		1 月後	1,125	2,318	2,995	274	8,271	11,239
その他	応急仮設住宅世帯数(棟)	114	361	517	28	802	1,136	
	住宅・建築物系瓦礫量(t)	92,992	171,501	211,224	16,800	163,700	260,600	
	住宅・建築物系瓦礫量(m ³)	87,177	174,160	221,610	16,900	224,600	340,800	

)愛知県実施の被害想定(東海・東南海連動の場合)では、津波による建物被害(木造:床下浸水 59、床上浸水 258、半壊 3、全壊 0 非木造:床下浸水 28、床上浸水 101)、崖崩れによる建物被害(全壊 3、半壊 61)・同じく人的被害(1人)が想定されている。

2 リーディングプロジェクト

人的被害のほぼすべての要因は、住宅の倒壊、及び屋内居住空間の安全が確保されていないことにある。また、経済被害の直接的、間接的被害も住宅・建物等の耐震化を進めることによりその大半は軽減することができる。本計画で掲げた具体目標の核心は建物の耐震化にあるといえる。しかしながら本市において耐震診断はその必要のある住宅の1割の実施にとどまっている。

まず、耐震診断100%達成が最初に取り組むべき大きな目標となる。

そこで、「具体目標」達成に向けて、市民、事業所及び行政が一体となって、強力に推進するため計画の前期4ヵ年の「先導役」として、以下のとおり「リーディングプロジェクト」を設定する。

リーディングプロジェクト

(計画全体を推進する先導的な役割を果たす最重要課題)

名称：予知されてからでは遅い！待ったなし減災プロジェクト(仮)

標語：己知り まずやれること すべきこと(仮)

内容：耐震診断100%達成

(自主防災会による町丁目単位の「わが家の簡易診断票」100%推進
専門家耐震診断体制の拡充、有料耐震診断費用補助制度の創設)

「耐震改修促進計画」における目標との連携

安全メニュー100%達成

(耐震補強、家具等の転倒防止、警戒宣言時事前避難プラン作成等)

(参考 4)「リーディングプロジェクトを通じて市民に採用を促したい軽減策」参照

理念：

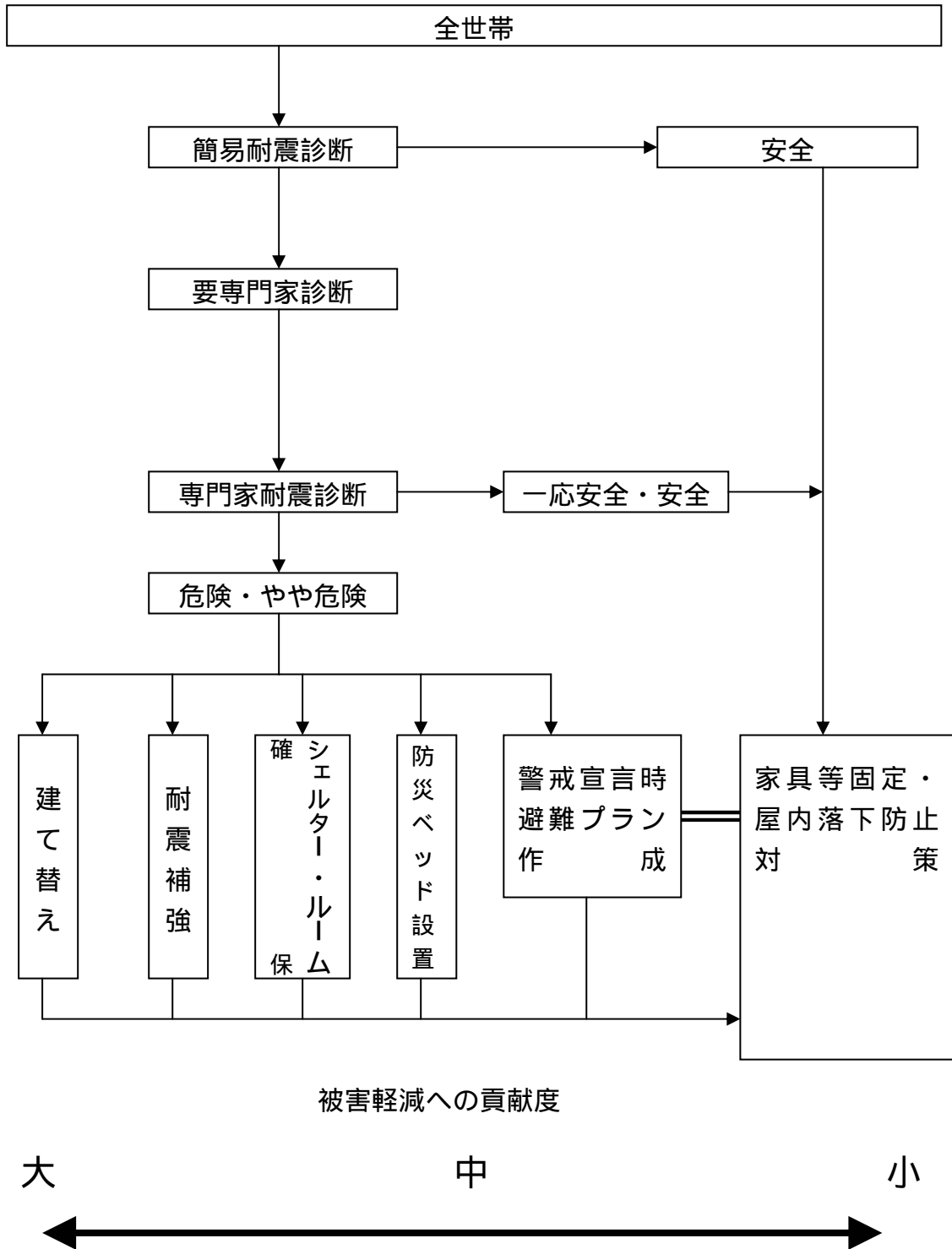
- ・地震による人的被害の大半は建物倒壊を原因とするものであることから、耐震化の促進は全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」として位置づけられており、碧南市においても「住宅の耐震化」の促進を最重要課題とする。
- ・地震の発生は不可避でも、日頃からの十分な備えによって、震災は軽減できる。

「地域ぐるみの地震被害の軽減への取組み」p42参照)

(参考 3)

住宅耐震化率	想定死者数
43.2% (平成14年現在)	20人
50%	18人
60%	15人
70%	12人
80%	10人
90%	7人
100%	4人

リーディングプロジェクトを通じて市民に採用を促したい軽減策



要対策世帯に関しては、「建て替え」～「防災ベッド設置」までの軽減策採用が望ましいが、少なくとも警戒宣言時避難プラン作成及び家具等固定・屋内落下防止対策」セットの実施を推進する。

減災のための重点施策の内容

《 地域防災力の強化 》

1 防災意識の高揚

【 現状と課題 】

これまでの防災意識の高揚を図るための活動は、「広報へきなん」(1月1日号又は9月1日号において、年1回「特集」掲載、各号の「防災ひとくちメモ」等)、防災マップ・パンフレット類の作成・配布、「碧南市出前講座 市政なんでも百科」の地震防災に関する講座を中心として、行われ、市民の関心は、その時限りの一過性、受動的なものにとどまり、必ずしも持続しなかった。また、各課が行う防災関連施策との連携も十分とはいえず、相乗的な防災意識の高揚に結びつけることができなかった。行政を含め、市民の多くが大規模地震の被災経験がない中、いかにして現実感を持った、防災意識の高揚につなげるか、が課題である。

【 施策の方向性 】

各課が行う防災関連施策との連携を十分に図るとともに、市民が思い立ったとき、いつでも、どこでも、様々な生活場面において、防災関連施策や防災に関する資料の入手ができるよう、恒常的なデータベース化、一元化及び情報収集機会の多角化を進め、より能動的な防災意識の高揚を図れるよう努める。

【 重点施策 】

津波避難意識の向上を含め地域特性により密着した「防災意識の高揚」を図るため、以下の3点を重点施策とする。

住民への意識啓発
学校(幼稚園、保育園、小・中学校)における防災教育
実践的な防災訓練の実施

【 事業項目 】

(1) 住民への意識啓発

事業項目	担当課
防災啓発・減災支援情報提供の一元化 市の各課が行う防災啓発・減災支援施策に関する情報が「広報へきなん」、碧南市ホームページ等において、一元的に提供される体制・システムを整備する。	防災課 行政情報課 秘書課
市ホームページ「防災課からのお知らせ」のリニューアル 庁内防災啓発・減災支援施策情報収集・提供	(20年度) (毎年度)

事業項目	担当課
<p>地震防災出前講座の実施等 碧南消防署等関係機関の協力を得て、「碧南市出前講座 市政なんでも百科」の中で地震防災に関する講座の充実を図り、津波避難意識の向上も含め地域特性により密着した実践的な防災知識の普及啓発を行う。</p> <p>地震防災に関するメニューの増加検討 (毎年度) 地震防災出前講座の実施 3回程度/年</p>	<p>防災課 生涯学習課</p>
<p>へきなん防災セミナー等による啓発 各課、関係機関の協力を得て、津波避難意識の向上を含め地域特性を踏まえた地震防災に関して、さまざまな分野からの情報の提供、交換を行えるようなイベント、講演会等を開催し、狭い意味での防災に止まらない実践的な防災知識の普及啓発を行う。</p> <p>へきなん防災セミナーの開催 2回程度/年</p>	<p>防災課 関係課</p>
<p>市施設等における防災コーナーの設置等 各課、関係団体等の協力を得て、市の各施設内に常設の防災コーナーを設置し、津波避難意識の向上を含め地域特性により密着した地震防災に関する各種資料の展示、閲覧により、防災情報の入手がより身近かな場所で手軽に行えるようにする。</p> <p>まちかどサロン内 (20年度) あおいパーク、農業者コミュニティセンター内 (20年度) 児童センター内 (20年度) 公民館等内 (20年度) ボランティアサポートプラザ内 (20年度) 市内巡回バス(車内放送・ポスターの活用) (20年度)</p>	<p>防災課 関係課</p>
<p>啓発資材等の収集・作成・配布 津波避難意識の向上を含め地域特性により密着した地震防災の啓発のための図書類の収集、パンフレット、ポスター、パネル、DVD等の啓発資材の作成により、防災情報の提供機会の拡大に努める。</p> <p>図書・各種資料類の収集及び閲覧提供 (20年度) パンフレット、ポスター等の作成・配布 (21年度)</p>	<p>防災課 関係課</p>
<p>地震に関する市民意識調査の実施 地震(津波含む)に対する市民の関心や意識、要望等を継続的に調査する。</p> <p>20年度から毎年実施 1,500人対象/年</p>	<p>防災課 秘書課</p>

(2) 学校（幼稚園、保育園、小・中学校）における防災教育

事業項目	担当課
<p>幼稚園、保育園における防災教育の充実</p> <p>園児の発達段階に応じ、防災教育が保育活動全体を通じて実施されるよう指導するとともに、保育士・幼稚園教諭等を対象に研修を実施する。</p> <p>保育士・幼稚園教諭等対象防災研修実施 1 回程度 / 年 親子で学ぶ地震防災教育（講演会、防災カルタとり等） 3 回程度 / 年</p>	<p>庶務課 学校教育課 児童課</p>
<p>小・中学校における防災教育の充実</p> <p>県が毎年9月1日「防災の日」に小学校1・4年生、中学校1年生全員を対象として作成・配布する児童生徒用地震防災教育パンフレットを活用するとともに、地域自主防災会と連携するなど、津波避難意識の向上を含め地域特性により密着した地震想定避難訓練を実施し、実践的な防災教育の充実を図る。</p> <p>親子で学ぶ地震防災教育（講演会、防災カルタとり等） 3 回程度 / 年 小・中学校教職員と自主防災会との交流防災行事实施 1 回程度 / 年 20年度から地域特性を踏まえた地震想定避難訓練実施 1 回程度 / 年</p>	<p>庶務課 学校教育課 防災課</p>

(3) 実践的な防災訓練の実施

事業項目	担当課
<p>国、県、市町村、防災関係機関、市民の連携による総合防災訓練の実施</p> <p>いざというときに備え、国、県、市町村、防災関係機関職員並びに地域住民等との緊密な連携による総合防災訓練を、毎年防災週間（8月30日から9月5日）に実施する。</p> <p>なお、津波避難意識の向上を含め地域特性により密着した地震想定訓練となるよう努める。</p> <p>総合防災訓練の実施 1 回 / 年（防災週間）</p>	<p>防災課</p>
<p>激甚災害時参集訓練の実施</p> <p>参集した職員が直ちに応急対策業務に従事できるよう、初動対応訓練までをひとつの流れとする参集訓練を実施する。この場合、事前に周知するケースと、抜き打ち的に行うケースと、適宜その年の状況を考慮し行う。</p> <p>参集訓練の実施 1 回 / 年</p>	<p>防災課</p>
<p>ロールプレイング方式を採用した図上訓練の実施</p> <p>本庁各部課、出先機関・施設、県、消防、警察等関係機関・団体と連携を図りながら、また、各部が分掌する事務に関して単独に、それぞれロールプレイング方式（役割演技方式）を採用した図上訓練を実施する。</p> <p>総合図上訓練の実施 1 回程度 / 2 年 各部単独図上訓練の実施 1 回程度 / 2 年</p>	<p>防災課 各課</p>

2 企業防災の取組みの強化

【 現状と課題 】

企業の防災活動には、「従業員や顧客の安全確保」、「事業活動の維持と社会活動の安定」、「地域防災活動への貢献」の3つの役割が期待されている。しかし、市内事業所のうち大企業は別として、中小事業所・商業店舗については、その意欲はあっても単独での実行は困難であったり、そもそも防災への関心が低調であったり、必ずしも満足すべき現状にない。国、県等関係機関と連携し、中小事業所・商業店舗も防災対策に取り組むことができる環境の整備、支援策の実施が不可欠である。

【 施策の方向性 】

県、市内減災先進企業等の協力を得て、「事業継続計画（BCP）」の策定等、企業としての自主的な防災対策への取り組みを働きかけていくとともに、中小事業所・商業店舗も防災対策に取り組むことができる環境の整備、支援策の実施に努める。

【 重点施策 】

中小事業所・商業店舗における「企業防災の取組みの強化」を図るため、以下の2点を重点施策とする。

企業防災ネットワークの推進 中小企業の防災対策の取組み推進

【 事業項目 】

(1) 企業防災ネットワークの推進

事業項目	担当課
碧南市中小企業等防災ネットワークの形成 碧南商工会議所と連携し、中小企業が業種・地域特性等を活かし、一つの企業では担うことのできない防災対策を相互に補完して取り組んでいく防災ネットワークの形成に向けて、克服すべき課題、必要な支援策等について研究する場として、碧南市中小企業防災ネットワーク研究会の創設を支援する。 碧南市中小企業防災ネットワーク研究会の創設支援（21年度）	商工課
臨海工業地帯における事業所間の防災相互援助の促進 碧南消防署と連携し、地震発生直後から災害復旧期に至るまでの臨海工業地帯における事業所間の防災相互援助をより一層促進する。	防災課

(2) 中小企業の防災対策の取組み推進

事業項目	担当課
市内減災先進企業等防災リーダーの登録制度の導入 市内減災先進企業等の協力を得て、災害時の相互協力支援のためのネットワーク化、「事業継続計画（BCP）」の策定等、企業としての自主的な防災対策への取り組みのためのアドバイスを行う防災リーダー（ボランティア）の登録を進める。 企業防災リーダー登録制度の創設（22年度）	防災課 商工課

事業項目	担当課
<p>東海地震に係る地震防災応急計画及び東南海・南海地震防災対策計画作成の促進</p> <p>碧南消防署及び県と連携し、要策定事業者の計画届出率の向上を図る。</p> <p>計画の届出率 100% (23年度)</p>	防災課
<p>事業所の防災対策の促進</p> <p>講演活動や事業所団体への助言・指導等を通じて、事業所自主防災マニュアルの作成、防災訓練等の実施を促進する。</p> <p>また、内閣府作成の「事業継続ガイドライン(第1版)」、「事業継続ガイドラインチェックリスト」、並びに県作成予定の「小規模事業者・中小企業BCP策定の手順」(19年度事業：電磁データ)等により、「事業継続計画(BCP)」が早期に作成されるよう促進を図る。また、県産業労働部が創設予定の総合防災対策資金(19年度事業：BCPの策定を融資の対象に加えた制度)の周知に努める。</p> <p>「中小企業BCP策定の手順」の周知 (20年度)</p> <p>「総合防災対策資金」の周知 (20年度)</p>	防災課 商工課
<p>東海地震に係る帰宅困難者対策の促進</p> <p>市内事業所・学校施設等に対して、自社従業員・生徒等の東海地震警戒宣言発令時の帰宅困難者対策を講じておくよう協力を求める。</p> <p>また、鉄道事業者・路線バス事業者、商工会議所、商店街等関係団体に対し、公共交通機関利用者、並びに観光客等来訪者への情報提供、避難誘導支援等について、帰宅困難者対策を講じておくよう協力を求める。</p>	防災課 商工課 関係課

3 地域の防災組織等の強化

【 現状と課題 】

大規模地震発生直後においては、いっときを争う出火建物の消火、倒壊建物生き埋め者の救出など、その場に居合わせた市民が互いに協力し「自分のことは自分で守る」ことが基本となる。また、その後の災害応急・復旧活動においても、自主防災組織・消防団や地域のコミュニティによる「共助」、「自助」の取組みと、消防や警察・自衛隊等を含む行政の「公助」が一体となることでさらに実効ある取組みが展開できる。

碧南市の自主防災組織結成数は、平成 19 年 4 月現在 38 団体（地区結成率 100%）であり、防災訓練も平成 18 年度実績延べ 181 回（うち総合防災訓練 9 団体参加含む。）を数える。

しかし、ほとんどの自主防災会では毎年役員の交代があり、継続的に運営されていないのが現状であり、防災訓練も多くの場合消防署や市による指導要員の派遣を必要としている。

消防団は全地区組織されているが、団員の定員充足率は 90% であり、中高年齢化や昼間時の要員不足などの課題に直面している。

また、ボランティアについては、ボランティアサポートプラザに平成 19 年 4 月現在 80 団体等が登録し、活動を行っているが、災害救援分野における登録団体はない。

【 施策の方向性 】

地域に密着した防災リーダーの育成とそのネットワーク化を推進するとともに、消防団活動強化、ボランティア活動活性化との連携を強化し、広く地域における「共助」、「自助」力を向上させることを通じて、地域の防災組織等の強化を図る。

【 重点施策 】

碧南市における「地域防災組織等の強化」を図るため、以下の 3 点を重点施策とする。

自主防災組織活動の推進
消防団活動の推進
防災ボランティア活動の支援

【 事業項目 】

(1) 自主防災組織活動の推進

事業項目	担当課
地域の防災リーダーの育成 既存の様々な住民自治組織を主たる対象として、県による防災リーダー養成講座の活用等により地域密着型の防災リーダーを養成する。	防災課 関係課
自主防災組織における消防団OB等の登用 地域防災リーダーの登録 消防署による女性防火クラブ対象の地震防災教育への協力	全地区（22 年度） 38 人（23 年度） 100 人（26 年度）

事業項目	担当課
<p>防災リーダーのネットワーク化の推進</p> <p>碧南防災ボランティア連絡会等と連携し、あいち防災リーダー及び消防予備隊員等市における地域防災リーダーとのネットワーク化を図る。</p> <p>県によるフォローアップ研修会の活用 1 回程度 / 年</p>	防災課
<p>自主防災組織の活動の活性化</p> <p>自主防災組織の防災力のより一層の強化を図るため、防災モデル地区を指定し、可搬ポンプ操法訓練のほか、炊き出し、担当地域内の安全確認、けが人救護活動など多様な防災訓練実施、講演会の開催等重点的に活動活性化を図る。</p> <p>また、さまざまな機会をとらえ、広く地域における「共助」・「自助」力を向上させることを通じて、地域の防災組織等の強化を図る。</p> <p>防災モデル地区の指定 全地区完了 (23 年度)</p> <p>自主防災組織への資機材装備支援等 定期的更新・点検</p> <p>県による自主防災組織活動ハンドブックの活用</p> <p>消防団、企業、学校等との連携推進 (23 年度)</p> <p>自主防災訓練への参加率 12% (23 年度) 15% (27 年度)</p>	防災課 生活課 商工課 教育委員会

(2) 消防団活動の推進

事業項目	担当課
<p>消防団員の確保</p> <p>消防団員雇用事業所と消防団との連携を促進するとともに、大学生等の若年層、女性消防団員などを含めた消防団員の加入促進を図り、平成 23 年度までに消防団員の定員の充足率 100% をめざす。</p> <p>事業所消防団員制度の導入 (23 年度)</p> <p>消防団員定員の充足率 100% (23 年度)</p> <p>消防団員等多様なあり方の検討 (21 年度)</p>	防災課 関係課
<p>消防団の施設・設備の充実</p> <p>消防団ポンプ車、積載車等の更新・点検を引き続き行うとともに、消防団会館の改修等を進め、改修完了をめざす。</p> <p>消防団ポンプ車、積載車の更新・点検等</p> <p>消防団会館(予備隊詰所)の改修等 増築完了(21 年度)</p>	防災課
<p>消防団員の教育訓練受講の促進</p> <p>県消防学校における消防団員教育訓練を活用し、消防団員一人ひとりの地震防災に係る知識・技術の習得を図る。</p>	防災課
<p>消防団と地域コミュニティ等との連携促進</p> <p>消防団と地域コミュニティとの様々な場面において連携を進め、地域防災力の一層の向上を図る。</p> <p>消防団の指導による防災モデル地区防災訓練実施 1 地区程度 / 年</p> <p>自主防災組織における消防団OB等の登用(再掲) 全地区(22 年度)</p>	防災課

(3) 防災ボランティア活動の支援

事業項目	担当課
<p>防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ等</p> <p>碧南防災ボランティア連絡会等と連携し、市における防災ボランティアコーディネーターの養成・登録を促進するとともに、県によるフォローアップ講座の活用を図り、災害時における防災ボランティアの受け入れ体制を整備する。</p> <p>フォローアップ講座の受講者 20人/年 防災ボランティアコーディネーターの登録数 35人(23年度)</p>	防災課
<p>防災ボランティアネットワーク化の促進等</p> <p>碧南防災ボランティア連絡会等と連携し、県内外における防災ボランティアネットワークの一層の強化を促進する。</p> <p>また、ボランティアサポートプラザを拠点とする市内ボランティア団体相互の交流を促進し、災害時における様々な被災者支援体制のあり方について、認識を深めるよう促進する。</p> <p>碧南防災ボランティア連絡会等との連携強化 (20年度) 市内ボランティア団体相互交流促進 (21年度)</p>	防災課 生活課
<p>防災ボランティアの意識啓発のためのイベントの開催</p> <p>「防災とボランティア週間」(1月15日～21日)に合わせボランティアフォーラムを開催するなど、防災とボランティアに関する知識・情報の提供をすることにより、市民の防災とボランティアに対する意識の向上を図る。</p> <p>ボランティアフォーラムの開催 1回/年</p>	防災課 生活課
<p>災害時専門ボランティアコーディネート制度等の整備</p> <p>県並びに各職能団体等と連携し、災害時専門ボランティアの事前登録制度及び災害時専門ボランティアコーディネート制度を整備する。</p> <p>被災宅地危険度判定士・建設コンサルタント等 (20年度) 医療分野 (20年度)</p>	防災課 関係課

《 防災型まちづくりの推進 》

4 耐震化の推進

【 現状と課題 】

平成7年1月阪神・淡路大震災では、地震により約6,400人の死者が発生したが、そのうち8割以上が建築物等の倒壊による窒息死、圧死が原因とされる。

地震災害では、住宅をはじめ事務所等の建築物や家具等の転倒が、市民の生命・身体・財産に被害をもたらすとともに、火災発生を引き金となる。さらに、道路を閉塞することにより消火・救急活動や緊急物資・資機材等搬送などの応急活動の障害となる。また、市庁舎や避難所設置予定施設となる学校施設等の公共建築物の被災は、応急対策の中心となるべき市の減災力を著しくそぐ。

建築物の耐震化を進めることにより、地震自体による直接の人的・物的被害を減らせるだけでなく、火災の発生を防止し、救援・救助活動を円滑にできるなど2次的な被害を減らすことができる。また、住宅を失うことによる避難生活を回避することもできる。

以上を踏まえ、市は、県等関係機関と連携し、市内の公共建築物や道路・河川堤防等の土木構造物の耐震化を年々着実に進めている。

しかし、本市の民間木造住宅のおよそ6割は、旧基準（昭和56年5月31日以前着工）によるもので、その多くは耐震性能が不十分と推定（注：市が平成14～18年度に実施した無料診断による結果では、「倒壊の危険あり」50%、「やや危険」29.5%、「一応安全」19%、「安全」1.5%）されるにもかかわらず、家具の転倒防止対策も含め市民の耐震化への関心は決して高いとはいえない。また、非木造住宅のおよそ9割は旧基準であり、中小規模の民間事業所についても事情は同様であると推測される。

【 施策の方向性 】

耐震改修促進計画に基づき、市民、事業所、行政が一体となって「建築物の耐震化」を早期に達成する。

【 重点施策 】

碧南市における建築物や都市施設の「耐震化の推進」を図るため、以下の4点を重点施策とする。

民間建築物の耐震化の促進 市有施設等の耐震化の推進 学校施設の耐震化の推進 公共構造物の耐震化の推進

【 事業項目 】

(1) 民間建築物の耐震化の促進

事業項目	担当課
民間の特定建築物の耐震化の促進 県と連携し、防災上重要な民間建築物（救急病院や診療所等のほか不特定多数の人が利用する建築物など、耐震改修促進法第6条及び第7条第2項に基づく特定建築物）の耐震化を促進する。	建築課 関係課
耐震診断	80%（27年度）
耐震化促進補助制度の検討	（21年度）

事業項目	担当課
<p>住宅（木造住宅・非木造住宅）の耐震化の促進</p> <p>民間住宅の耐震診断補助や耐震改修補助を実施するとともに、税制面の優遇制度や各種優遇制度等の導入により、昭和56年5月31日以前に建設された住宅（旧基準住宅）の耐震化を促進する。</p> <p>民間木造住宅（旧基準住宅）の耐震診断 100%（27年度） 有料耐震診断補助制度の創設 （27年度） 民間住宅耐震改修総合支援制度の検討・整備 （27年度） 民間木造住宅（旧基準住宅）の耐震化ローラー作戦の展開 （23年度） 住宅の耐震化率 約 80%（23年度） 約 90%（27年度）</p>	<p>建築課 関係課</p>
<p>一般建築物の耐震化の促進</p> <p>県と連携し、「愛知県耐震改修促進計画」（平成18年度策定）及び「碧南市耐震改修促進計画」（平成19年度策定）に基づき、耐震化を促進する。</p> <p>愛知県建築物地震対策推進協議会等の活動への協力</p>	<p>建築課 関係課</p>
<p>家具等の転倒防止対策の促進</p> <p>家具転倒防止対策の有効性に関するPRを強化するとともに、自主防災会や防災ボランティアコーディネーターを中心として、平成17年度に全戸配布した家具転倒防止金具のフォローアップをはじめ家具転倒防止対策ローラー作戦を展開する。</p> <p>また、引き続き災害時要援護者（障害者・高齢者）に対して、被害軽減を図るため家具等転倒防止事業を推進する。</p> <p>家具転倒防止対策ローラー作戦の展開 （21年度） 障害者・高齢者家具等転倒防止事業 「該当者」 90%（23年度） 家具の固定率 「一部」 90%（23年度） 家具の固定率 「ほとんど」 65%（27年度）</p> <p>注）平成18年8月実施された第40回市政アンケートでは、「地震に備えて家具、冷蔵庫、テレビなどの固定」を「ほとんど固定している」6.0%、「一部のみ」41.1%、「していない」50.9%という回答であった。</p>	<p>建築課 関係課</p>
<p>防災まちづくりの推進</p> <p>市民、事業所、行政が一体となって、強力に地震防災まちづくりを推進するための仕掛けとして、リーディングプロジェクト「予知されてからでは遅い！待たなし減災プロジェクト」（仮称）を展開する。</p> <p>「地域ぐるみの地震被害の軽減への取組み」p42 参照</p>	<p>防災課 建築課</p>

(2) 市有施設等の耐震化の推進

事業項目	担当課
<p>市有施設の耐震診断の実施</p> <p>多くの市民が利用する市有建築物の耐震診断を早期に完了させる。なお、1,000㎡以上の施設については、平成18年度に完了している。</p> <p>特定建築物の耐震診断の実施 完了（27年度） その他市有施設耐震診断の検討 （23年度）</p>	<p>建築課 財務課</p>

事業項目	担当課
<p>一般市有施設（庁舎・市民利用施設等）の耐震改修等の推進</p> <p>「碧南市耐震改修促進計画」に基づき、耐震性の低い施設について、計画的に耐震化を推進する。また、備品等転倒・落下防止対策を実施する。</p> <p>なお、多くの市民が利用する建築物の耐震診断の結果、耐震性の低い施設は、建物の用途、役割を総合的に判断して対応する。この場合、市地域防災計画において、応急対策活動拠点に指定される施設を優先する。</p> <p>該当市有施設耐震改修の実施 完了（27年度） 市有施設内備品等転倒・落下防止対策の実施 完了（25年度）</p>	<p>建築課 財務課 全課</p>
<p>医療施設（救急病院等）の耐震化の支援</p> <p>県と連携し、救急病院、その他の医療機関について、国の補助制度等を活用し、建物、設備等の耐震化を促進する。</p>	<p>健康課</p>
<p>社会福祉施設の耐震化の支援</p> <p>県と連携し、国庫負担（補助）金等により、民間社会福祉施設のうち老朽施設の改築等を促進する。</p> <p>なお、私立保育園については、児童の安全確保の観点から次世代育成支援施設整備交付金等の積極的な活用が図られるよう支援する。</p> <p>市内公立社会福祉施設の耐震化 完了（23年度）</p>	<p>福祉課 児童課 高齢介護課</p>
<p>市営住宅の耐震化の推進</p> <p>「碧南市耐震改修促進計画」に基づき、耐震性の低い市営住宅について、耐震補強工事と高齢者向けの改善を推進する。</p> <p>向山住宅の耐震補強工事 完了（19年度） 向山住宅の高齢者向けの改善（エレベータ設置） 完了（21年度） 三度山住宅改築 完了（21年度） 宮下住宅の建替工事 完了（26～32年度）</p>	<p>建築課</p>

(3) 学校施設の耐震化の推進

事業項目	担当課
<p>市立学校施設の耐震改修等の推進</p> <p>「碧南市耐震改修促進計画」に基づき、耐震性の低い市立学校施設（幼稚園・小学校・中学校）について、耐震補強又は改築を推進する。</p> <p>市立小学校（該当4校）の改築 完了（25年度） 市立中学校（該当1校）の改築 完了（24年度） 市立幼稚園（該当2園）の改築 完了（24年度）</p>	<p>庶務課</p>
<p>私立幼稚園の耐震化促進</p> <p>平成19年度に実施した旧基準建築の園舎（鉄筋コンクリート部分）の耐震診断に基づき、必要な耐震化に関して、支援策を設け促進する。</p> <p>旧基準建築の園舎耐震化支援策検討 （20年度）</p>	<p>庶務課</p>

(4) 公共構造物の耐震化の推進

事業項目	担当課
<p>河川施設の耐震化の推進</p> <p>国及び県管理施設の耐震化を促進するとともに、市管理河川堤防の耐震化、ポンプ場等の耐震化を推進する。</p> <p>矢作川河川堤防の耐震化促進 蜷川河川堤防の耐震化促進 排水機場（該当4施設）の耐震補強 完了（25年度） 横引き扉・水門・樋門の耐震補強の国・県への要請、市管理施設の検討（23年度）</p>	<p>土木課 農務課</p>
<p>漁港施設の耐震化の推進</p> <p>水産物流通の中枢を担う流通拠点漁港の陸揚岸壁等の耐震化を促進する。 なお、蜷川漁港整備事業の実施にあたっては、津波による危険防止に十分配慮し漁港管理規程の整備、利用者団体発足及び階段等の設置を行う。</p>	<p>土木課</p>
<p>下水道施設の耐震化の推進</p> <p>耐震化の必要な管渠施設及びポンプ場について、影響の大きいものを調査し、優先的に耐震化を進める。</p> <p>耐震性の不十分な管渠の流下機能確保のための調査 24.6km 程度（25年度） ポンプ場（該当3施設）の耐震補強 完了（25年度）</p>	<p>下水道課</p>
<p>水道施設の耐震化の推進</p> <p>老朽管等の更新による耐震化を進めるとともに、地震時の配水施設（配水管路）の整備を進め、地震に強い水道施設を実現する。</p> <p>老朽管等の更新（幹線配水管震災対策事業を除く）50mm以上 配水管延長 440km 27.1km 程度（23年度） 37.5km 程度（27年度） 幹線配水管震災対策事業 完了（27年度）</p>	<p>水道課</p>

5 地震に強いまちづくり

【 現状と課題 】

平成7年1月阪神・淡路大震災では、「火災や家屋倒壊による人的被害の多くが、老朽化した木造建物の密集地域で発生した」とされている。碧南市では市役所を中心とする松本地区、次いで碧南中央駅を中心とする松本第2地区において、土地区画整理事業が行われたのをはじめとして、すでに10地区の土地区画整理事業を完了し、おおむね良好な市街地が形成されている。また、現在も1地区が施行中、1地区が計画中である。しかし、市内の一部の地区には、依然として老朽化した木造の建物が密集し、かつ狭隘な街路の地域も存在している。こうした地域においては、地震による火災の延焼をくい止めるためのオープンスペースの確保と、幹線道路の整備が必要である。

【 施策の方向性 】

消防活動困難区域や地震被害想定調査において危険度の高い地区について、緊急時の輸送道路・避難路となる道路整備や、地震による火災の延焼をくい止めるためのオープンスペースや避難スペースとなる公園・緑地等の確保を図るとともに、建物の耐震化・不燃化を誘導し、地震に強いまちづくりを実現する。

【 重点施策 】

消防活動困難区域や地震被害想定調査において危険度の高い地域を解消し、「地震に強いまちづくり」を図るため、以下の2点を重点施策とする。

延焼を防ぐ街づくりの推進
避難地・避難路の確保

【 事業項目 】

(1) 延焼を防ぐ街づくりの推進

事業項目	担当課
<p>災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の推進 道路、公園等のオープンスペース、避難・延焼遮断空間の確保を土地区画整理事業により推進する。</p> <p>施行中の土地区画整理事業の早期完了 (23年度) 伊勢土地区画整理事業の新規着手 (21年度)</p>	<p>区画整理課</p>
<p>密集住宅市街地の整備改善の支援 市内の密集住宅市街地における延焼防止及び消防活動のための主要な区画道路の整備を計画的に進めるため、道路網整備計画を策定する。建築時の道路後退用地の取得を積極的に進め、狭隘道路の拡幅を推進する。 特に不燃領域率40%未満の地域について、重点的に推進する。</p> <p>注)「不燃領域率」とは、市街地の燃えにくさを表す指標で、空地及び耐火建築物の割合</p>	<p>都市計画課 建築課 土木課</p>

事業項目	担当課
<p>市街化区域内の公園・緑地の整備</p> <p>防災機能としての公園・緑地の整備の重要性を考慮し「緑の基本計画」に基づき、市街化区域内の公園・緑地の整備を計画的に進め、供用面積の拡大を図る。</p> <p>緑の基本計画の改定（再掲） 完了(21年度)</p> <p>公園・緑地の整備率（面積／人口） 27㎡／人(22年度)</p>	公園緑地課
<p>市内遊休地の防災利用の検討</p> <p>市内遊休地について、防災機能上好ましい利用を検討し、推進する。</p> <p>名鉄三河線廃線敷の利用計画の検討 完了（23年度）</p>	企画課

(2) 避難地・避難路の確保

事業項目	担当課
<p>広域避難場所等となる都市公園の整備</p> <p>「緑の基本計画」を改定し、広域避難場所等となる都市公園の整備を計画的に進め、供用面積の拡大を図る。</p> <p>緑の基本計画の改定（再掲） 完了（21年度）</p> <p>臨海公園の整備（プール跡地利用） 完了（20年度）</p> <p>県営油ヶ淵水辺公園の整備促進 第1期整備区域完了予定（28年度）</p>	公園緑地課
<p>ブロック塀耐震対策の促進</p> <p>生垣設置奨励補助（ブロック塀撤去）事業を活用し避難路沿いのブロック塀の生垣化を促進するとともに、県、関係団体と連携して、市施設における防災コーナー展示、防災イベント、防災講演会等でブロック塀耐震対策の普及・啓発を図る。</p> <p>パンフレットの作成・配布 (20年度)</p> <p>ブロック塀生垣化補助事業 20件程度(23年度)</p> <p>35件程度(27年度)</p> <p>ブロック塀耐震診断事業 200件程度(27年度)</p>	防災課 建築課 公園緑地課
<p>自動販売機の耐震対策の促進</p> <p>県及び関係団体、事業者等の協力を得て、避難路となる道路沿いの自動販売機の地震発生時の転倒防止対策の徹底を促進する。</p>	防災課 商工課
<p>避難路等となる橋梁の耐震化の推進</p> <p>市管理道路の優先整備橋梁（昭和55年道路橋示方書より古い基準で設計される複数径間のある橋梁）の耐震補強工事、架け替えを推進する。特に津波危険区域における避難路確保のために必要な道路橋については、優先的に実施する。</p> <p>橋梁の耐震化 16橋(23年度)</p> <p>17橋(27年度)</p>	土木課
<p>避難地などへの避難誘導標識等の設置</p> <p>県、国等関係機関・団体の協力を得て、避難場所、避難所等への避難誘導標識等の整備を一層推進する。この場合、不燃領域率40%以下の区域、津波危険区域における整備を優先的に実施する。</p>	防災課 関係課

6 津波危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の対策

【 現状と課題 】

本市の地形は、全体が平野で高いところがなく、また海に面し多くが干拓によって造成された土地であるため、水害を受けやすく、海溝型地震では、津波の発生も懸念される。津波は、地域特性によって高さや到達時間、被害の形態等が異なるが、県が実施した被害想定では、新川港及び大浜漁港付近が、また国の想定に基づく「東南海・南海地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域」においては衣浦港の一部、並びに市南端部にあたる矢作川、蜷川沿いの低地部地域が、それぞれ津波危険のある区域とされている。蜷川と矢作川に挟まれる地域の大部分は、農地であるが、反面点在する集落から指定避難所までの距離はかなり遠く、至近距離内に想定津波高を上回る高さを有し緊急的な避難が可能な場所の確保が課題となる。

また、現在、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により急傾斜地崩壊危険区域に指定される箇所はないが、市域の北部から中部にかけて広がる碧南台地を刻む谷などに急傾斜地崩壊危険箇所がある。いずれもコンクリート擁壁工等の対策がなされており、危険度は低いが、豪雨時や大地震時には注意が必要である。

【 施策の方向性 】

国及び県による堤防・水門等河川施設、海岸施設、並びに土砂災害防止施設の整備、耐震化を促進するとともに、危険区域内にある住民・事業所従業員等を重点対象として、実際の避難計画・ハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施等を推進する。

【 重点施策 】

地震時における津波危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所における市民・来訪者等の生命、身体、財産の安全を確保するため、以下の2点を重点施策とする。

津波危険区域の防災対策の推進
急傾斜地崩壊危険箇所の防災対策の推進

【 事業項目 】

(1) 津波危険区域の防災対策の推進

事業項目	担当課
<p>緊急避難ビル等の指定等 突発的な大地震発生時に備え、民間事業者・ビル保有者等の協力を要請し、至近距離内に想定津波高を上回る高さを有し緊急的な避難が可能な場所を確保する。</p> <p>また、津波危険区域内にある不特定多数の者が利用する施設、災害時要援護者関連施設のうち、緊急避難ビルを確保することが困難なものについては、津波浸水防止対策を定めた各施設津波対策計画策定を進める。</p> <p>緊急避難ビル（3階建て以上の非木造建築物）の指定 （23年度） あおいパーク等危険区域内市施設等津波対策計画策定 （23年度）</p> <p>注）「災害時要援護者関連施設」とは、高齢者、障害者等緊急的な避難が困難と想定される方が多く利用する施設。</p>	<p>防災課 関係課</p>

事業項目	担当課
<p>防災行政無線（同報系）等の整備 消防庁全国瞬時警報システム（J-A L E R T）への市防災行政無線（同報系）接続により、地震に関して気象庁から発表される緊急地震速報、津波警報等の関係地域市民への速やかな伝達が可能となるよう整備を行う。</p> <p>全国瞬時警報システムへの防災行政無線(同報系)接続 (23年度)</p>	防災課
<p>津波避難計画の策定 県作成の「市町村津波避難計画策定の手引き」に基づき、津波危険区域における津波避難計画を策定する。</p> <p>津波避難計画の策定 (23年度)</p>	防災課 関係課
<p>津波ハザードマップの作成・配布・周知 津波による被害が予想される津波危険区域に関して、津波ハザードマップを作成し、関係住民・関係施設・事業所等に配布する。</p> <p>津波ハザードマップの作成・配布 (23年度)</p>	防災課
<p>津波避難訓練の実施 津波による被害が予想される津波危険区域内における住民・事業所従業員及び施設来訪者の津波避難意識の向上や避難の実効性確保のため、津波避難訓練を毎年実施する。</p> <p>津波避難訓練の実施 1回/年</p>	防災課 関係課

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の防災対策の推進

事業項目	担当課
<p>土砂災害防止施設の整備等 急傾斜地崩壊危険箇所の危険区域指定及び土砂災害防止施設の整備等を促進し、人家の保全を図る。 なお、市域においては、急傾斜地崩壊危険箇所が8箇所、指定地は1箇所（見込み）ある。</p> <p>災害から保全される区域 1箇所（23年度） 2箇所（27年度）</p>	土木課
<p>急傾斜地避難計画の策定 東海地震警戒宣言発令時や大規模地震発生後の降雨時を想定した急傾斜地避難計画を策定する。</p> <p>急傾斜地避難計画の策定 (21年度)</p>	防災課 土木課
<p>防災行政無線（同報系）等の整備（再掲） 消防庁全国瞬時警報システム（J-A L E R T）への市防災行政無線（同報系）接続により、地震に関して気象庁から発表される各種情報の関係地域市民への速やかな伝達が可能となるよう整備を行う。</p> <p>全国瞬時警報システムへの防災行政無線(同報系)接続 (23年度)</p>	防災課

《 災害対策への備え 》

7 防災体制の強化

【 現状と課題 】

大規模地震による災害から市民の生命、身体、財産を守り、速やかに安定した市民生活を取り戻すためには、全庁挙げて地震減災対策に取り組む体制を整えるとともに、災害発生直後から復旧・復興期にかけて多くの課題に迅速かつ的確に対応する危機管理体制の整備が求められる。

災害時の初動対応には多くの混乱が予想されるが、そうした中でいち早く混乱を脱し、適切に対応するためには、職員一人ひとりの危機意識に基づく迅速な参集・配置と臨機応変な対応能力の向上が不可欠である。

また、災害が発生した場合、速やかに情報を収集し、災害の全体像を把握するとともに、各職員・市民への確かな情報提供、とるべき行動の指示を行うことにより、市民も行政も迅速な減災行動を起こすことが可能となり、被害の軽減に繋げることができる。

本市は、専門職としての防災監を置く数少ない市であり、その強みを一層発揮するような取り組みが必要である。

【 施策の方向性 】

大規模地震による災害から市民の生命、身体、財産を守り、速やかに安定した市民生活を取り戻すため、全庁挙げて地震減災対策に取り組む体制を整えるとともに、災害発生直後から復旧・復興期にかけて多くの課題に迅速かつ的確に対応するために必要な危機管理体制を整備する。

【 重点施策 】

市民、行政、団体・事業所等が一体となった「防災体制の強化」を図るため、以下の4点を重点施策とする。

地震対策推進体制の充実強化 災害対策体制の強化 災害時の情報収集・伝達体制の強化 相互応援・協力体制の強化
--

【 事業項目 】

(1) 地震対策推進体制の充実強化

事業項目	担当課
碧南市有識者懇談会の開催 必要に応じて、有識者懇談会を開催する。	防災課

事業項目	担当課
<p>碧南市地域防災計画（市地震防災強化計画及び市東南海・南海地震防災対策推進計画を含む）の見直し</p> <p>国の防災基本計画、県の地域防災計画（地震災害対策計画）の修正、発生した災害の状況及び行われた応急対策等を踏まえ、地域防災計画（災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画）に毎年検討を加え、必要な修正を行う。</p> <p>また、地震時応急復旧計画（平成18年度策定）及び各班初動対応マニュアルの見直しも随時行う。</p> <p>市地域防災計画の見直し 1回程度/年 地震時応急復旧計画の見直し 1回程度/年 各班初動対応マニュアルの見直し 1回程度/年</p>	防災課
<p>地震対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画の見直し等</p> <p>県による「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地震財特法）の延長に伴う計画修正、並びに「地震防災対策特別措置法」（地防法）の特例措置の延長に伴う計画策定等に即応し、市においても必要に応じて計画見直しを行う。</p> <p>また、県及び国に対し、引き続き県・国の施策・予算に対する提案・要望活動を行う。</p>	防災課
<p>市町村幹部職員地震対策懇談会等への参加</p> <p>県による「市町村幹部職員地震対策懇談会」、「市町村防災担当課長会議」、「市町村防災部門職員専門研修」等へ積極的に参加し、防災専門有識者と直接懇談を行うことにより新たな地震防災対策に取り組むためにより理解を深めるとともに、市の意向を県に伝えるよう努める。</p> <p>市町村幹部職員地震対策懇談会 1回/年 市町村防災担当課長会議 3回程度/年</p>	防災課

(2) 災害対策体制の強化

事業項目	担当課
<p>激甚災害時初動態勢の強化</p> <p>大規模地震発生時における避難所担当職員配置体制の追加・見直し、参集要員区分の設定の見直しを行うとともに、職員非常参集のための情報連絡手段として、電話のほか、携帯電話への一斉メール配信サービス、CATV・エフエムキャッチによる緊急放送等を併用して多重化を図る。</p> <p>大規模地震発生時職員参集・配置体制等の見直し (23年度) 職員非常参集のための情報連絡手段の多重化の検討 (1回/年)</p>	防災課 関係課

事業項目	担当課
<p>庁舎の非常電源の確保 大規模地震発生時においても3日間程度災害対策本部としての機能を維持することが可能なよう、非常用電源設備の充実を図る。</p> <p>非常用電源設備の充実 (毎年度)</p>	財務課
<p>市職員の防災意識・災害対応能力を高めるための研修の実施 新規採用職員をはじめ市職員に対して、防災に関する研修を実施するとともに、各課では、各職場研修を通じて、職員の防災意識の向上を図る。 さらに、図上訓練や、実働訓練など実践的な訓練形式の研修を行う。 また、各課基幹職員を専門の研修機関に派遣して、災害対応能力の専門性を高める</p> <p>市職員（新規採用・新任）の防災に関する研修実施 各1回程度/年 県による市町村防災部門職員専門研修への派遣 1回程度/年 専門研修機関への派遣研修 2回程度/年</p>	防災課 各課

(3) 災害時の情報収集・伝達体制の強化

事業項目	担当課
<p>防災情報総合管理システムの構築 各課参集職員による情報収集をはじめ、避難所などの公共施設や防災関係機関からの情報を迅速かつ的確に整理分析する「統合型GISへの災害情報管理機能の整備等」の構築を進める。</p> <p>防災情報総合管理システムの構築 検討（21年度） 稼働（24年度）</p>	行政情報課 防災課
<p>多様なメディアを活用した情報収集・伝達体制の検討 2011年（平成23年）にテレビ放送がデジタル方式に移行することに伴い、デジタル方式の特性を活かした災害情報などの提供・収集方法を調査研究していく。 この場合、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局をはじめ、日常的なサービス供給を行っている事業者との協力による情報収集・提供の仕組み整備、緊急告知ラジオの普及、宅配事業者やタクシー協会など無線を活用した情報収集体制整備との連携に留意して行う。</p>	行政情報課 防災課

事業項目	担当課
防災行政無線（同報系）等の整備（再掲） 消防庁全国瞬時警報システム（J-A L E R T）への市防災行政無線（同報系）接続により、地震に関して気象庁から発表される緊急地震速報、津波警報等の関係地域市民への速やかな伝達が可能となるよう整備を行う。 全国瞬時警報システムへの防災行政無線(同報系)接続（23年度）	防災課

(4) 相互応援・協力体制の強化

事業項目	担当課
県、警察との連携体制の強化 県災害対策本部各支部に設置される「市町村支援チーム」(平成19年度より)との連携、並びに碧南警察署との連携体制の強化を図る。	防災課
ライフライン関係機関との連携 避難所の早期解消、並びに被災地の早期復興を実現するため、不可欠な都市機能としての、ライフライン関係機関の防災対策について、相互に意見交換及び調整を行い、ライフライン対策を総合的に進めるため、「碧南市防災対策に係るライフライン関係機関連絡会議」を開催する。 連絡会議の開催 1回/年	防災課 水道課 下水道課 関係課
他自治体との相互応援・協力体制の整備 消防本部設置市として、衣浦東部広域連合構成市をはじめ近隣市町との連携を強化し、消防力の適切な運用、市における本部指揮喪失時の代行等、災害時の適切な相互応援・協力体制の具体化を進める。 また、近隣市町も被災し、市に応援ができない場合に備えて、東海地震強化地域外市町との災害時相互応援協定の締結を進めていく。 災害時相互応援協定の締結（20年度）	防災課
市内事業所・民間団体等との協力体制の強化 市内上場企業をはじめ、民間社会福祉事業者、宿泊事業者、物流業者、レンタル業者、給食業者、葬祭業者並びに各種民間団体と、災害時支援協定の締結、防災協力事業所登録制度を導入するなどして、非常時における協力事項の具体化、連絡窓口の事前指定等を進める。 災害時支援協定の締結 準備・調整（20年度） 締結（21年度） 防災協力事業所登録制度の導入 準備・調整（20年度） 締結（21年度）	防災課 関係課

8 災害応急体制の整備

【 現状と課題 】

高齢者や障害者など災害時要援護者は、必要な情報を把握し、安全な場所への避難などの行動をとることが困難であり、こうした人々の安否等情報把握と、支援の仕組みづくりが不可欠である。

このほか、同時多発する火災や救急救助事案に対して、的確に取り組むための仕組みづくり、被災後の復旧・復興活動を円滑に実施するために必要不可欠な上下水道施設の応急復旧や被災建築物・宅地の応急危険度判定のための仕組みづくり、そして、食料や物資の流通ルートが混乱した場合の食糧・生活必需品等の確保、緊急輸送体制の仕組みづくりなど、大規模地震発生後のさまざまな制約下において、社会経済活動の混乱を最小限にとどめ、人的被害・経済的被害を最小限にするためには、事前の周やかな備え、体制整備が必要である。

市は、そのため「碧南市地震時応急復旧計画」(平成19年2月)を策定し、当面の緊急課題として、「応急復旧対策実施体制」、「食料、生活必需品等及び避難所開設のための備蓄品の確保」、「災害時要援護者対策」、「応急復旧のための外部団体等受入」について、計画の具体化に着手しているが、巨大地震切迫の各種研究発表や、緊急地震速報通報体制の整備等の近年の状況を踏まえると、大規模地震を想定した災害応急体制整備のための準備を急ぐ必要がある。

【 施策の方向性 】

大規模地震発生後のさまざまな制約下において、社会経済活動の混乱を最小限にとどめ、人的被害・経済的被害を最小限にするよう、市民・地域、事業者、行政が連携・協働して取り組むために必要な体制整備を行う。

【 重点施策 】

大規模地震発生後の「災害応急体制の整備」を図るため、以下の7点を重点施策とする。

災害時要援護者の支援・避難体制の整備 消火体制の整備 救急救助・医療体制の整備 上下水道応急体制の整備 食糧・生活必需品等の確保 緊急輸送体制の整備 被災建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備
--

【 事業項目 】

(1) 災害時要援護者の支援・避難体制の整備

事業項目	担当課
災害時要援護者台帳登録及び個別支援プランの充実 災害発生時に安全な場所への独力での避難が困難で、第三者の支援が必要となる災害時要援護者について、民生委員、自主防災会等の協力を得て、手上げ方式などにより台帳登録を進めるとともに、関係機関に働きかけて個別支援プランの充実を図る。 地域支援者の登録・訓練 災害時要援護者台帳への登録及び個別支援プランの充実	防災課 高齢介護課 福祉課 健康課

事業項目	担当課
<p>災害時要援護者の一時的な避難生活の支援</p> <p>関係機関、並びに社会福祉関係団体、当事者組織等の助言・意見に基づき、避難所等において必要な災害時要援護者向け避難生活資機材の整備を進める。</p> <p>事前一時避難所指定小・中学校への整備 (21年度)</p> <p>その他避難所指定施設への整備 (23年度)</p>	<p>防災課</p> <p>高齢介護課</p> <p>福祉課</p>
<p>二次避難所としての福祉避難所の確保</p> <p>市施設のうち、災害時要援護者専用施設として、確保することが適当な社会福祉関連施設その他適当な条件を備える施設、並びに民間社会福祉施設について、二次避難所（福祉避難所）としての指定、受け入れ体制の整備を図る。</p> <p>福祉避難所の確保 準備・調整（21年度） 指定・整備（22年度）</p>	<p>防災課</p> <p>高齢介護課</p> <p>福祉課</p> <p>関係課</p>
<p>社会福祉施設における緊急一時的な受け入れ体制の確立</p> <p>大規模災害発生後における緊急的な社会福祉施設（市外施設含む。）への受け入れ体制の確立を図る。</p> <p>マニュアルの整備 準備・調整（21年度） 指定・整備（22年度）</p>	<p>防災課</p> <p>高齢介護課</p> <p>福祉課</p>

(2) 消火体制の整備

事業項目	担当課
<p>衣浦東部広域連合消防施設整備の推進</p> <p>衣浦東部広域連合構成他4市（刈谷市、安城市、知立市、高浜市）と連携し、消防車両、資機材等の更新等の整備を進める。</p>	<p>防災課</p>
<p>耐震性貯水槽はじめ消防水利の確保</p> <p>衣浦東部広域連合構成他4市（刈谷市、安城市、知立市、高浜市）と連携し、大規模地震発生後の消防水利確保のため、密集市街地等を優先し、耐震性貯水槽等地震時にも利用可能な消防水利の確保を進める。</p> <p>耐震性貯水槽の整備 71か所程度（23年度） 74か所程度（27年度）</p> <p>その他消防水利の確保</p>	<p>防災課</p>
<p>大規模地震時消防力運用マニュアルの作成</p> <p>衣浦東部広域連合消防局は、大規模地震発生後における署庁舎被災、通信支障、道路支障等や、各署が分断・孤立する事態においても同時多発火災による被害を最小限にとどめ、消防力を的確かつ迅速に運用するため、消防力運用マニュアルが必要である。そのため今後作成を要請していく。</p> <p>マニュアルの作成 要請(20年度)</p>	<p>防災課</p>

注) 消防団については、《 地域防災力の強化 》の「3 地域の防災組織等の強化」【 事業項目 】「(2) 消防団活動の推進」p18 参照

(3) 救急救助・医療体制の整備

事業項目	担当課
<p>市民病院における防災体制の強化</p> <p>「碧南市民病院地震時職員初動マニュアル」(平成17年10月緊急災害対策委員会作成)の再点検・見直しをはじめ、「碧南市民病院地震防災計画」、様々な緊急事態を想定した「病院防災マニュアル」を策定するとともに、実践的な防災訓練の実施、施設・設備等の耐震化への取組みを一層強化する。</p> <p>マニュアル(医師会等関係団体及び医薬品供給事業者等協力要領を含む。)の点検修正 準備・調整(20年度) 修正・整備(21年度)</p> <p>激甚災害時参集訓練の実施 1回/年</p> <p>院内防災訓練、トリアージ訓練 1回/年</p> <p>院内設備・医療設備等の耐震化 完了(23年度)</p> <p>院内備品等転倒・落下防止対策の推進 完了(23年度)</p> <p>院外看板等転倒・落下防止対策の推進 完了(21年度)</p>	市民病院
<p>市内救急病院間の連携の強化等</p> <p>大規模地震災害発生時を想定した市内他救急病院認定医療機関(新川中央病院、加藤病院、小林記念病院)間の連携のあり方について、検討し、より効果的な連携体制を整備する。</p> <p>この場合、愛知県広域災害・救急医療情報システムの活用を推進するとともに、愛知県医師会防災無線による情報伝達訓練を継続的に実施し、災害時優先電話について、常に使用可能な体制を整えるよう留意する。</p> <p>連携体制の強化 準備・調整(20年度) 修正・整備(21年度)</p>	市民病院
<p>重軽症者を選別措置するトリアージ等の実施訓練</p> <p>市の総合防災訓練、医療救護訓練において、医師会、救急病院による訓練を、一般市民の参加も得ながら実施する。</p> <p>また、西三河南部医療圏内の災害拠点病院(地域災害医療センター指定:岡崎市民病院、厚生連安城更生病院)と、救急病院とによる、トリアージ、連携等の習熟のための訓練を行う。</p> <p>市による総合防災訓練の実施 1回程度/年</p> <p>市救護所設置校(市内7小学校)ごとの訓練の実施 1回程度/年</p> <p>災害拠点病院等訓練の実施 1回程度/年</p>	健康課 市民病院 防災課 教育委員会
<p>消毒等防疫体制の整備</p> <p>保健所、医師会、薬剤師会等と連携し、災害発生時における防疫活動を的確かつ迅速に行えるよう必要な体制を整備する。</p>	環境課 健康課
<p>災害時の医薬品等安定供給体制の整備</p> <p>災害発生時において、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料が供給困難となり不足となることを想定し、医師会、薬剤師会等と連携し、ランニング備蓄を行う。なお、各小学校において、医薬品、衛生材料を備蓄している。</p>	市民病院 健康課

事業項目	担当課
<p>救出救助資機材等の整備</p> <p>市職員による救出救助活動、自主防災会等地域住民による救出救助活動のための救出救助資機材の点検・更新及び備蓄整備を一層強化する。</p> <p>市拠点倉庫の増築による備蓄体制の強化 (21年度)</p> <p>避難所・防災備蓄倉庫における備蓄増強 (23年度)</p>	防災課

(4) 上下水道応急体制の整備

事業項目	担当課
<p>上水道施設応急（緊急）復旧資機材の整備</p> <p>地震等の災害時における緊急復旧工事を円滑に実施するため、資機材を更新・整備する。</p> <p>資機材備蓄及び備蓄庫更新・整備 (毎年度)</p>	水道課
<p>上水道施設被災時復旧マニュアルの整備</p> <p>地震被害想定調査、防災訓練の結果等を踏まえ、水道施設被災時復旧マニュアルを整備する。</p> <p>なお、この場合、他事業体及び民間団体との連携に留意するとともに、以降随時改訂し、内容強化に努めるものとする。</p> <p>マニュアルの策定 準備・調整(20年度) 整備(21年度)</p>	水道課
<p>下水道施設応急（緊急）復旧資機材の整備</p> <p>地震等の災害時における緊急復旧工事を円滑に実施するため、資機材を整備する。</p> <p>資機材備蓄及び備蓄庫整備 (22年度)</p>	下水道課
<p>下水道施設被災時復旧マニュアルの整備</p> <p>地震被害想定調査、防災訓練の結果等を踏まえ、下水道施設被災時復旧マニュアルを整備する。</p> <p>なお、この場合、他事業体及び民間団体との連携に留意するとともに、以降随時改訂し、内容強化に努めるものとする。</p> <p>マニュアルの策定 準備・調整(20年度) 整備(21年度)</p>	下水道課

(5) 食糧・生活必需品等の確保

事業項目	担当課
<p>食糧・生活必需品等の適正備蓄の推進</p> <p>備蓄計画により備蓄物資を整備するとともに、毎年備蓄状況を調査把握し、保存年限等を考慮し、状況の変化に柔軟に対応できるように維持更新していく。</p>	防災課

事業項目	担当課
<p>流通備蓄協定の締結等</p> <p>市内スーパー、農協、商店等流通事業者との流通備蓄協定の締結を一層強化するとともに、大規模災害が発生（東海地震が発生するおそれがある場合を含む。）した場合の応急的な調達に係る各種マニュアルを作成する。</p> <p>協定締結業者との詳細マニュアル策定 (25年度) 事務処理マニュアルの策定 (25年度)</p>	<p>商工課 農務課 会計課</p>
<p>家庭内備蓄や事業所内備蓄の促進</p> <p>地震発生時に備え、家庭や事業所における備蓄について、その必要性の理解を深め、促進を図る。</p> <p>特に、先進自治体等の実践例や他自治体等の大規模災害時経験事例を紹介しながら説明できるパンフレット、資料等を作成・配布するとともに、各施設の防災コーナーにおける展示・情報提供、防災イベントや「地震防災出前講座」等において、より効果的な啓発を図る。</p> <p>パンフレット、資料等の作成 (20年度)</p>	<p>防災課 商工課</p>

(6) 緊急輸送体制の整備

事業項目	担当課
<p>緊急輸送道路網の拡大</p> <p>現行の緊急輸送道路指定路線だけでは、災害時における応急対策を実施する上で不十分である。市地域防災計画上「防災道路」と位置付けられる路線を中心として、市内における緊急輸送道路網の拡大を行う。</p> <p>緊急輸送道路網の拡大 準備・調整(20年度) 指定(21年度)</p>	<p>防災課 建築課 都市計画課 土木課</p>
<p>緊急輸送道路の整備の推進</p> <p>緊急輸送道路のネットワーク形成に寄与する箇所を優先的に実施する。</p> <p>防災道路整備計画の策定 (21年度)</p>	<p>都市計画課 土木課</p>
<p>緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進 (一部再掲)</p> <p>市管理道路の優先整備橋梁(昭和55年道路橋示方書より古い基準で設計されている複数径間のある橋梁)の耐震化を推進する。</p> <p>橋梁の耐震化 16橋(23年度) 17橋(27年度)</p>	<p>土木課</p>
<p>緊急輸送道路応急復旧用資機材の整備等</p> <p>大規模地震発生により緊急輸送道路指定路線が被災した場合、速やかに応急復旧するための備蓄資機材の点検・更新を行うとともに、必要に応じて、配備場所の変更等適正化を行う。</p>	<p>土木課</p>

事業項目	担当課
<p>緊急輸送道路被災時復旧マニュアルの整備</p> <p>地震被害想定調査、防災訓練の結果等を踏まえ、緊急輸送道路被災時復旧マニュアルを整備する。</p> <p>なお、この場合、県、国、他事業体及び民間団体との連携に留意するとともに、以降随時改訂し、内容強化に努めるものとする。</p>	土木課

(7) 被災建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

事業項目	担当課
<p>被災建築物応急危険度判定士の登録とその実施体制の整備</p> <p>市内在住・在勤の判定士の名簿把握を行うとともに、その更新並びに新規登録の促進に努め、災害時における受け入れに関するマニュアルの整備を行う。</p> <p>マニュアルの策定 準備・調整（20年度） 整備（21年度）</p>	建築課
<p>被災宅地危険度判定士の登録とその実施体制の整備</p> <p>市内在住・在勤の判定士の名簿把握を行うとともに、その更新並びに新規登録の促進に努め、災害時における受け入れに関するマニュアルの整備を行う。</p> <p>マニュアルの策定 準備・調整（20年度） 整備（21年度）</p>	建築課 関係課

9 被災後の生活安定対策の整備

【 現状と課題 】

大規模地震の発生により、建物の倒壊や火災等で住宅を失い、また、余震による建物倒壊の危険があるため住むところがなくなり、自力では住宅を確保できない被災者が多数生じることが予想される。また、地震によって大量に発生するがれき、生活ごみ、し尿等災害廃棄物の処理は、収集・処理のための人的・物的制約のある中、しかも迅速に行われない場合には、防疫・環境上の二次的被害の発生要因となる。そうした困難な状況におかれた被災者の健康管理、生活再建意欲の喚起、復興に向けたスムーズな市の体制の移行を行うことが、復旧期における人的被害・経済的被害を最小限にするための、決め手となる。

市は、そのため「碧南市地震時応急復旧計画」(平成19年2月)を策定し、当面の緊急課題として、「がれき等廃棄物の処理」、「応急仮設住宅建設場所の確保」に関して、計画の具体化に着手しているが、巨大地震切迫の各種研究発表や、緊急地震速報通報体制の整備等の近年の状況を踏まえると、大規模地震被災後の生活安定対策を的確かつ迅速に実施するための準備を急ぐ必要がある。

【 施策の方向性 】

大規模地震発生後のさまざまな制約下において、社会経済活動の混乱を最小限にとどめ、迅速かつ的確に被災後の生活安定対策を実施し、震災からの効率のかつ計画的な復興に向けて、市民・地域、事業者、行政が連携・協働して取り組むために必要な体制整備を行う。

【 重点施策 】

大規模地震発生後の混乱を最小限にとどめ、市民・事業所が速やかに復旧・復興に立ち上がる上で必要な「被災後の生活安定対策の整備」を図るため、以下の5点を重点施策とする。

被災者の住宅確保 環境汚染防止・廃棄物処理体制の整備 生活相談への対応 被災者の健康管理 復興へ向けた準備

【 事業項目 】

(1) 被災者の住宅確保

事業項目	担当課
被災住宅の応急修理等に係る支援体制の整備 大規模地震発生後の災害救助法に基づき県が行う応急修理が被災した市民に対する確かつ迅速に実施されるよう必要な支援協力体制の整備と日常的準備を行う。あわせて、関係団体等の協力を得て、災害救助法の対象とならず被災者が自力で行う応急修理が適切かつ適正に行われるよう必要な支援協力体制の整備と日常的準備を行う。 県実施マニュアルの入手・習熟等 (随時) 被災者応急修理支援体制の整備 準備・調整(20年度) 整備(21年度)	建築課 防災課

事業項目	担当課
<p>仮設住宅建設に係る整備</p> <p>毎年度、連絡体制の確認、年度版の県応急仮設住宅建設・管理マニュアルの入手、応急仮設住宅建設候補地台帳の更新等を実施する。</p> <p>応急仮設住宅建設候補地台帳の更新 (毎年度)</p> <p>年度版の県応急仮設住宅建設・管理マニュアルの入手・習熟等 (毎年度)</p>	建築課
<p>公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備</p> <p>市営住宅のほか、県、県住宅供給公社、都市再生機構が管理している公共賃貸住宅の空家戸数を把握する。</p> <p>市内公共賃貸住宅の空家戸数台帳の作成・更新 (毎年度)</p>	建築課
<p>民間借上住宅の提供に係る体制の整備</p> <p>県は、大規模災害時において、大量に発生すると想定される被災者向け住宅の確保策の一環として、社団法人全日本不動産協会愛知県本部、社団法人愛知共同住宅協会、及び愛知県農業協同組合中央会と、「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、公共賃貸住宅及び応急仮設住宅が不足する場合の一時入居住宅の提供協力を要請する体制をつくっている。</p> <p>市は、これを踏まえ、市内関係団体・事業者が県に対し円滑に提供することができるよう促進するとともに、必要な体制の整備を行う。</p> <p>円滑な運用を図るための県マニュアルの入手・習熟等 (20年度)</p>	建築課

(2) 環境汚染防止・廃棄物処理体制の整備

事業項目	担当課
<p>がれき、生活ごみ、し尿等廃棄物の処理計画策定等</p> <p>国が策定した「震災廃棄物対策指針」(平成10年10月)並びに「碧南市地震時応急復旧計画」(平成19年2月)に基づき、市におけるがれき、生活ごみ、し尿等廃棄物の処理計画及び実施要領を策定する。</p> <p>あわせて、市民に対して、災害時においては、平常時に増してごみの分別と排出抑制の重要であることをPRし、協力を要請する。</p> <p>災害廃棄物処理計画及び実施要領策定 (22年度)</p> <p>災害時におけるごみの分別と排出抑制の重要性PR (毎年度)</p>	環境課
<p>がれきの仮置可能な公共空間の把握</p> <p>「碧南市地震時応急復旧計画」(平成19年2月)において、指定された施設をはじめ、がれきの仮置可能な公共空間を、関係部局等と連携し、点検・拡充等確保に努める。</p> <p>がれき仮置場候補地台帳の更新 (毎年度)</p>	環境課

事業項目	担当課
<p>廃棄物処理関係団体等の処理体制の確立</p> <p>県、衣浦衛生組合等関係機関と連携し、がれき、生活ごみ、し尿等の運搬、処理に係る関係団体(資機材等レンタル業者含む。)等との協力・処理体制(仮設トイレ等資機材、収集運搬車両、重機、処理・リサイクル施設の確保等)の確立を行う。</p> <p>協力・処理体制確立 県目標(21年度)</p>	環境課
<p>有害化学物質、産業廃棄物等の流出等防災対策の促進</p> <p>県による、有害化学物質、産業廃棄物等の使用取扱施設、保管施設、処理施設等の損壊防止のための補強工事の実施、流出防止対策の定期的点検・訓練の実施に関する、事業者指導について、市として可能な協力を行う。</p>	環境課 商工課
<p>石綿飛散防止対策の周知</p> <p>県と連携し、建築物の所有者に対し、石綿の使用箇所の把握、使用している石綿の事前撤去、解体工事を行う業者への情報提供などについて、周知、啓発する。</p> <p>特に、解体工事を行う業者に対しては、国の策定した「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」の内容に従って工事を行うよう指導する。</p>	環境課 関係課
<p>フロンガスの回収・処理の対応、体制の整備</p> <p>国の「災害時におけるフロン類対策の考え方についての報告書」及び県の「水害廃棄物処理ガイドライン」を参考に、廃冷蔵庫、エアコン等から適正にフロンガスの回収が行われるよう、フロンガス回収・処理計画を策定し、必要な体制を整備する。</p> <p>フロンガス回収・処理計画策定 (22年度)</p>	環境課
<p>P C B 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減</p> <p>県は、「愛知県ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理計画」に基づき、保管業者等に対して、廃棄物処理法に従って適正に保管するとともに、処理業者と調整し、計画的な処分に努めるよう指導し、「20年度 P C B 廃棄物 50% の処分終了」、「28 年 7 月 P C B 廃棄物 全量 の処分終了」をめざしている。市は、これを踏まえ、市内関係団体・事業者が県の指導に対し円滑に協力することができるよう促進するとともに、必要な体制の整備を行う。</p>	環境課 関係課

(3) 生活相談への対応

事業項目	担当課
<p>被災者生活支援情報の充実</p> <p>県ホームページに掲載されている「県被災者生活支援情報ハンドブック」等を参考にして、市ホームページに掲載している「碧南市災害支援制度一覧」の内容を拡充するとともに、よりアクセスしやすく、市民が目的の項目に容易に到達できるよう更新する。</p> <p>ホームページの再構築、内容の随時更新 (毎年度)</p>	防災課 行政情報課

事業項目	担当課
<p>被災者に対する生活相談体制の充実強化</p> <p>災害時の市民相談の迅速かつ的確な運営を確保するため、大規模災害時における市民相談体制の充実を図るとともに、運営訓練による職員の防災能力の向上を図る。</p> <p>相談マニュアルの作成、並びにこれに基づいた職員の研修 (毎年度)</p>	市民課

(4) 被災者の健康管理

事業項目	担当課
<p>巡回健康相談の実施体制等の整備</p> <p>激甚災害参集訓練にあわせて、保健センターにおいて、巡回健康相談の実施に関する演習を行う。</p> <p>また、保健所及び隣接市町の災害時保健活動体制と連携について、習熟を図る。</p>	健康課
<p>災害時メンタルヘルスケア研修の実施</p> <p>県は、平成16年度に作成した「災害時の地域精神保健福祉活動ガイドライン」(PTSD対策を含む。)に基づき、災害時のメンタルヘルスケアに関して、市町村職員の対応すべき業務について、さらに修得するため、研修を実施する。市は、これに積極的に職員を派遣するなど、業務の習熟を図る。</p> <p>県による市町村職員専門研修への派遣 1人/年</p>	福祉課 健康課

(5) 復興へ向けた準備

事業項目	担当課
<p>復興組織、復興計画、復興財源確保等の復興体制の検討</p> <p>県による検討結果を踏まえ、復興組織、復興計画、復興財源確保等の復興体制の整備について、検討する。</p>	防災課 企画課
<p>被災中小企業向けの災害復旧資金貸付案内のPR等</p> <p>県による「被災中小企業向け災害復旧貸付資金案内」発行を活用するとともに、防災コーナー、市ホームページ等を活用し、その普及に努める。</p> <p>あわせて、大規模災害時被災他自治体等の実施例の収集を行い、市独自の支援制度について検討する。</p>	商工課
<p>災害時・警戒宣言発令時等の金融措置に係る農業・漁業協同組合への指導</p> <p>県と連携し、災害時・警戒宣言発令時等の金融措置について、農業・漁業協同組合を指導する。</p>	農務課
<p>碧南市事業継続計画(BCP)等の検討・策定</p> <p>日常業務の再開までの手順・スケジュール等を明らかにし、迅速な災害復旧体制を構築していくため、碧南市の「事業継続計画(BCP)」あるいは「業務継続計画(COOP)」を検討し策定する。</p> <p>事業継続計画(BCP)等の検討・策定 検討(21年度)策定(22年度)</p>	防災課 行政情報課 各課

地域ぐるみの地震被害の軽減への取組み

1 碧南市における防災協働社会形成の推進

市民、自主防災会、商工会議所等経済団体など各界各層が連携して、効果的な地震防災活動に取り組む「碧南市防災協働社会形成推進体制」を碧南市防災会議が担い、地震被害の軽減をめざす市民運動を展開する。

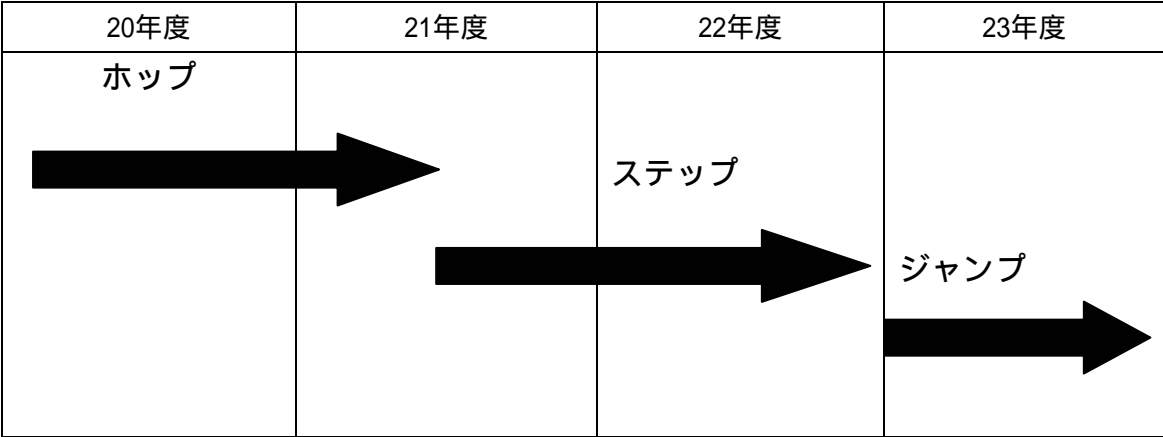
碧南市防災協働社会形成推進のための主な活動

予知されてからでは遅い！待ったなし減災プロジェクト（仮）の推進
平成19年度設置県防災協働社会形成推進協議会（仮称）との連携

2 予知されてからでは遅い！待ったなし減災プロジェクト（仮称）の推進

予知されてからでは遅い！待ったなし減災プロジェクト（仮）の推進については、碧南市防災会議の定めるところによるが、おおむね次のような内容を想定する。

[期間のめやす]



[活動項目例]

段階区分	活動項目	内容・留意事項等
ホ ッ プ	推進体制の確立	広く市民、自主防災会、商工会議所等経済団体など各界各層の参加を得て行う。
	プロジェクト名称及び標語公募	広く意見を集め、より効果的な名称、標語を選定するため、市内外より公募し、候補作数点を選定し、最終決定は、市民の投票による。
	「わが家の簡易診断票」100%推進	自主防災会による町丁目単位の「わが家の簡易診断票」100%推進をめざす。
	各事業所事業継続計画（BCP）の作成促進	各事業所において、建物の耐震化や備品等の転倒防止対策の実施、従業員等の帰宅困難時を想定した食料・飲料水・生活必需品等の備蓄、初期消火及び負傷者等の救出救護のための防災用資機材の整備、並びに被災後の迅速な業務再開のための準備を骨格とする事業継続計画（BCP）を作成するよう促進する。
	「待ったなし！減災お手伝い」隊員の募集	社会福祉協議会（登録ヘルパー）、ボランティアサポートプラザ（登録団体）等の協力を得て、家具等転倒防止支援、耐震診断補助業務支援、耐震補強リフォーム支援、警戒宣言発令時事前避難支援などの要員を確保する。
	耐震診断員登録促進	建築士資格を有する市内在住在勤の方に対し、県の耐震診断養成講習会の受講、耐震診断員登録を促進する。
	市内県立高校との提携	大規模災害時の避難や救援活動の拠点として、その機能を円滑に果たすための周辺地域との各種交流のほか、県立碧南工業高校建築科に対する、耐震診断や耐震補強に関する取組みの要請、県立碧南高校を含め各生徒に対するボランティア活動への取組みの要請等を行う。
ステップ	地区防災カルテ作成	住民、事業所が一体となって、地域の危険性を明らかにし、共通の認識とするため、自主防災会、消防団及び商工会議所会員等事業者による町丁目単位の「地区防災カルテ」作成 100%をめざす。
	地域ぐるみの災害時要援護者安全避難支援	住民、事業所が一体となって、地域における高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等自ら安全を確保することが困難な方々の安全避難を支援する体制づくりの、町丁目単位 100%達成をめざす。
	中間成果発表会	これまでの取組みについて、市全体イベントにおいて、その中間成果を発表する。
ジャンプ	地区減災重点目標の設定	ここまでの 3 年間の集大成として、地区ごとに減災のために取り組むべき最重点目標をそれぞれ設定し、その達成をめざす。
	期末成果発表会	上記の取組みについて、市全体イベントにおいて、その成果を発表する。

碧南市地震対策減災計画

発行 平成 20 年 3 月
碧南市 総務部 防災課
〒447-8601 碧南市松本町 28 番地
TEL 0566-41-3311 (代)